

売買に関する一般規約

01.2018

1. 一般条項

フロイデンベルグ・スパンウェブ・ジャパン株式会社（以下「弊社」といいます）との売買取引には、以下に定める条件（以下まとめて「本規約」といいます）がすべて適用されます。お取引先が独自に規定しておられる条件のうち、以下の条件と矛盾する条件は、書面によって弊社が明示的に認める場合にのみ有効であるとし、当該の売買取引において書面で特に定めた取引条件は本規約に優先しますが、何らかの欠缺、矛盾または不確実性が生じる場合には、本規約が適用されるものとします。

2. 商品仕様

弊社商品の仕様は、お取引先が指定する仕様書（以下「仕様書」といいます）のとおりとします。仕様書の内容を変更する場合、書面によるお取引先の事前承認を得ることとします。

3. 見積り

弊社のお見積りは機密情報であり、かつ有効期限があります。またお見積りの付帯条件に同意頂けない場合、お見積りは有効にならないものとします。

4. 価格

弊社商品の価格は、弊社がご提供する見積書を通じて、両社で合意した価格とします。ただし、価格決定の基礎となった商品の注文数量、仕様、納期、原材料および為替レート等の条件が変更になった場合は、価格に関して再協議ができるものとします。

5. 注文

- 1) 毎回の御注文にあたり、注文書を発行していただけるものとします。既定のフォーマットはありませんが、会社名・住所・電話番号・担当部署・担当者名・商品名・数量・規格（幅・長さ）・納品先・納期は記載必須事項とします。
- 2) 口頭による御注文はお受けできません。必ず注文書を発行して下さい。
- 3) 注文書の送付方法は、原則、ファックスもしくは電子メールによるものとします。その他の方法を希望する場合は別途協議し、合意に達した場合のみ可能とします。
- 4) 弊社が注文書を受領した後、5営業日以内に何らの意思表示をしない場合は、弊社が当該注文を承諾したものとします。

6. 納期

弊社は、納期に関するすべてのお約束を守るために全力を尽くしますが、納期は契約の絶対条件とはみなされず、納期の遅延は、原則、損害賠償または解約の請求の根拠とはならないものとします。

7. 納入

弊社は、注文書に定められた期日、場所において、弊社商品をお取引先に納入します。注文書に定められた期日における納入ができないことが判明した場合、ただちにお取引先に通知します。この場合、お取引先が被った損害に関しては、賠償の対象として別途協議するものとします。

8. 所有権移転と危険負担

- 1) 弊社商品納入にあたり、お取引先は自己の裁量により決定した検査基準に基づき、検査をするものとします。検査の結果、弊社商品に瑕疵、数量の過不足等があった場合、その旨を弊社に通知していただくものとします。お取引先から上記の通知があった場合、弊社は、お取引先の指示に従い、指定する期日までに瑕疵のない弊社商品との交換、代金減額、不足品の追納、超過納入分の引き取りを行います。商品の受渡は、この検査合格と同時に完了するものとします。なお、弊社の商品納入から7営業日以内に上記の通知がない場合は、検査に合格したものとみなさせていただきます。
- 2) お取引先の検査終了時点をもって、弊社商品の所有権は、お取引先に移転するものとします。
- 3) 商品の受渡前に生じた商品の滅失、毀損、減量、変質その他一切の損害は、お取引先の責に帰すべきものを除き、弊社の負担とします。商品の受渡後に生じたこれらの損害は、弊社の責に帰すべきものを除き、お取引先の負担とします。

9. 返品と申し立て（苦情）

- 1) 弊社は、弊社が返品承認を行った商品についてのみ返品をお受けいたします。特定のお取引先向けに製造・輸入した商品の返品はお受けできません。事前の承認なく弊社に送られた商品は、お取引先の費用負担で返送させていただきます。
- 2) お取引先からの申し立て（苦情）は、商品受領後直ちに、または、欠陥が発見された後直ちに、弊社に御連絡いただけるものとします。補償に関しては、別途協議するものとします。

10. 支払い条件

商品代金の支払いは、原則、毎月末締め翌月末払い、弊社指定の銀行口座への振込みとします。他の期日、支払方法に関しては、別途協議のうえ決定することとします。

11. 製造物責任

- 1) 弊社商品の瑕疵・欠陥によりお取引先またはお取引先の従業員の生命、身体、財産に何らかの損害が発生した場合、弊社は賠償の責を負うこととします。但し、上記の瑕疵・欠陥がお取引先の指示、依頼等に基づいて発生したものである場合は、この限りではありません。
- 2) 弊社商品の瑕疵・欠陥により第三者の生命、身体、財産に何らかの損害が発生し、当該第三者からお客さまに対して損害賠償等の請求があった場合には、弊社は自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。但し、上記の瑕疵・欠陥がお取引先の指示、依頼等に基づいて発生したものである場合はこの限りではありません。

12. 知的財産権

- 1) 弊社は、弊社商品が第三者の特許、実用新案、意匠、商標、著作権、営業秘密、ノウハウその他のあらゆる知的財産権を侵害しないことを保証するものとします。万一、お客様と第三者との間において、当該知的財産権に関する紛争が生じた場合、弊社の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。但し、上記の知的財産権の侵害がお取引先の指示、依頼等に基づいて発生したものである場合はこの限りではありません。
- 2) お客様は、弊社商品に関し、弊社の有する特許、実用新案、意匠、商標、著作権、営業秘密、ノウハウその他のあらゆる知的財産権につき第三者による侵害が発生し、または発生しうることを察知した場合、速やかにその旨を弊社に通知し、当該侵害を排除するため、弊社に御協力いただけるものとします。

13. 秘密保持

- 1) 弊社とお客様は、別途締結された契約期間中および契約終了後7年間は、そこで開示された相手方の情報について秘密を保持し、書面による事前の承諾なく第三者にこれらを開示しないものとします。ただし、開示された情報が以下に該当する場合はその限りではありません。
 - ① 公知または契約に定める守秘義務に違反することなく公知となった事実
 - ② 情報受領時に既に保有していた事実
 - ③ 第三者から守秘義務を負うことなく取得した事実

④ 法令、規則、政府、裁判所その他公的機関からの開示要請、開示命令を受けた事実。

2) 契約終了時には、契約上得た相手方（相手方とは、弊社からみたお取引先、またお取引先からみた弊社のことをいいます。以下同じ）の秘密情報を、相手方の指示に基づき返却もしくは廃棄し、以後使用しないものとします。ただし、法的手続における立証目的のみのために、相手方から受領した秘密情報の複製1部を、自己の顧問弁護士の下で保管する場合は、この限りではないとします。

14. 不可抗力

- 1) お取引先および弊社（以下「当事者」といいます）も、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、政府、地方公共団体の命令規制、法令の改正など当事者の責めに帰すことのできない事情（以下、「不可抗力」といいます）により、別途締結した契約または個別売買契約の全部または一部が履行不能または履行遅滞となった場合、相手方に対しその責任を負わないものとします。
- 2) 前項の不可抗力が発生し、自己の債務が履行不能または履行遅滞になるおそれがある場合には直ちに相手方に書面をもって通知します。

15. 反社会的勢力の排除

- 1) 当事者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- 2) 当事者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく別途締結する契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを不要とします。
 - ① 反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - ② 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ④ 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ 相手方または相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑥ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた

信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

16. 経済制裁

お取引先は、次の各号のいずれかに該当する取引をしないことを確約します。

- ① 日本の「外国為替及び外国貿易法」、EC規則、または米国輸出規制法に基づいて列挙された人物、団体または機関を含む取引
- ② 禁輸国を含む違法取引
- ③ 許可（特に輸出許可）を与えられていない取引
- ④ 核兵器、生物兵器または化学兵器に関連する取引、またはその他の軍用最終用途に関連する取引

17. 適用法と管轄

- 1) 本規約および当事者の間で締結されるすべての契約は、日本の法律に準拠するものとします。
- 2) 本規約および当事者の間で締結される契約に関して生じる一切の紛争について、当事者は大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。